

「安全・安心まちづくり推進要綱の改正について」



前警察庁生活安全局生活安全企画課 課長補佐 壬生 吉紀

1はじめに

最近の我が国の治安情勢については、刑法犯認知件数が戦後最高に達した平成14年から減少に転じ、昨年も一昨年に引き続き戦後最少を更新(748,623件)するなど改善傾向にあります。この大きな要因の一つとして、防犯環境設計(CPTED)の考え方を踏まえて平成12年に制定され、その後平成18年、平成26年に改正された「安全・安心まちづくり推進要綱」に基づき、各都道府県警察において、地方自治体、地域住民、事業者等と連携しつつ、地域の防犯環境の改善に継続的に取り組んできたことがあげられます。

しかしながら、地域の防犯環境の改善等が進む一方で、子供が被害に遭う痛ましい事件や、性犯罪等の女性を狙った犯罪、さらには高齢者を狙った特殊詐欺が身近なところで未だに多く発生しており、引き続き安全で安心なまちづくりに向けた取組を推進する必要があります。

このような状況において、近年に警察庁において実施した安全安心まちづくりに関する調査研究の成果等を踏まえ、「安全・安心まちづくり推進要綱」の見直しを行い、本年3月に要綱を改正し、各都道府県警察に対して通達を発出したところです。

今回の改正では、これまで進めてきたハード面の防犯環境整備を生かすためのソフト面の対策を盛り込んでいることから、安全・安心まちづくりの推進に関わる方々に共有いただければと思い、寄稿させていただきました。

なお、本稿中の意見に係る部分については、小職の私見であることを申し添えます。

2 安全・安心まちづくり推進要綱の主な改正点

(1)「安全・安心まちづくり」の意義について

これまでではハード面の対策に重点を置いていた「安全・安心まちづくり」の基本的な考え方について、自治体、学校等の関係機関、自治会・事業者団体等の関係団体との連携の下に行うこと、地域の住民や事業者による多様な自主防犯活動を支援することを追記することで、ソフト面の対策の重要性を明記しました。

(2)自治体、地域住民、建築業界等と協働した安全・安心まちづくりの推進について

安全・安心まちづくりを推進する上で、街や建物・施設の構造等を犯罪防止に配慮したものにするハード面の対策と、地域の住民や事業者による自主的な防犯パトロール、防犯に関する広報啓発や防犯教室等のソフト面の対策を効果的に組み合わせて実施する必要があることを明記したほか、そのために重要なこととして、各地域の犯罪発生情報等を活用することにより犯罪が発生する場所、時間等の特徴を把握するとともに、自治体、地域住民、事業者等が効果的な防犯対策を推進することができるよう助言すること、警察はもとより地域住民等が行う防犯対策の内容や取組状況等についても積極的な広報を実施し、関係者全体の防犯意識の醸成を図ること等を追加しました。

(3)自治体の「まちづくり計画」等への反映について

人口減少や高齢化が急速に進む中で、自治体が今後のまちの在り方を見直す動きが見られるところ、このような動きの一貫として都道府県及び市町村において都市計画、都市再開発計画、大規模団地造成計画等のまちづくりに関する計画の策定・見直しや道路、公園、駐車場、駐輪場等の新設・改良が行われる際に、安全・安心まちづくりに関する取組が的確に反映されるよう努めることとしました。

(4) 共同住宅を対象とした取組について

近年、いくつかの府県において県単位の共同住宅の防犯性能認定制度が一定の成果を上げつつあるところ、他府県においても安全・安心まちづくりを推進する上でこのような共同住宅の防犯性能に係る認定の仕組みを効果的に活用することとともに、管理組合等の施設の管理者等の理解を得て協働して同施設内の防犯の向上に取り組むことが必要であることを追加しました。

(5) 担当者の配置と自治体関係部局等との連携関係の構築について

自治体がまちづくり計画の策定・見直し等を行う際に安全・安心まちづくりに関する取組が的確に反映されるよう、警察本部及び警察署に配置された安全・安心まちづくりを推進する担当者が、自治体関係部局、建築事業者（団体）等関係業界等と定期的な情報交換を行うこと等により実効ある連携関係を構築することを追加しました。

3 改正後の本文

安全・安心まちづくり推進要綱

第1 「安全・安心まちづくり」の意義

「安全・安心まちづくり」とは、自治体、学校等の関係機関、自治会・事業者団体等の関係団体との連携の下に、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について犯罪防止に配慮した環境設計を行うとともに、地域の住民や事業者による多様な自主防犯活動を支援することにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進し、もって、国民が安全に、安心して暮らせる地域社会とするための取組のことをいう。

これらは、各種社会インフラの整備を伴うこと、地域住民が日常利用する空間における安全対策であること等から、警察のみでその推進を行えるものではなく、都道府県や市町村等の自治体関係部局はもとより、防犯協会、ボランティア、地域住民等と問題意識を共有し、その理解を得て、関係者全体会が一丸となって推進することが必要である。また、推進に当たっては、その地域の特性を尊重するとともに、長期的視点から粘り強く取り組んでいくことが求められる。

第2 自治体、地域住民、建築業界等と協働した安全・安心まちづくりの推進

我が国の市街地の状況は多様であり、各市街地の特性を踏まえつつ、安全・安心まちづくりを推進することが求められるが、市街地の類型にかかわらず、街や建物・施設の構造等を犯罪防止に配慮したものにするハード面の対策と、地域の住民や事業者による自主的な防犯パトロール、防犯に関する広報啓発や防犯教室等のソフト面の対策を効果的に組み合わせて実施する必要がある。

そのためには、各地域の犯罪発生情報等を活用することにより犯罪が発生する場所、時間等の特徴を把握するとともに、自治体、地域住民、事業者等が効果的な防犯対策を推進することができるよう助言すること、まちの在り方についてハード面、ソフト面を通じ防犯の観点から問題がないかを調べる防犯診断を行うこと、警察はもとより地域住民等が行う防犯対策の内容や取組状況等についても積極的な広報を実施し、関係者全体会の防犯意識の醸成を図ること、まちづくりのための日常的なコミュニティ活動を促進すること等が重要である。

なお、道路、公園等の個別の施設に着目した取組に当たっては、以下の事項に従って推進することが求められる。

1. 道路、公園、駐車場・駐輪場等を対象とした取組

- (1) 道路、公園、駐車場・駐輪場等の構造・設備等の整備・改善、防犯設備の整備、住民参加の促進等

道路、公園、駐車場・駐輪場等の整備・管理を行う自治体関係部局、地域住民等に対し、最近の犯罪の発生状況とともに、犯罪防止のために必要なこれらの施設に係る構造・設備等の整備・改善、防犯設備の整備、地域住民の参加等の意義について説明し、理解を得た上で必要な措置が講じられよう努めること。

その際、犯罪の発生状況や地域住民の要望等を踏まえ、女性、子供及び高齢者に対する犯罪等を防止するための対策を早急に講じる必要のある地域又は箇所に重点的に対策を実施すること。

なお、これらの施設が新たに整備される場合だけでなく、既存のものについても、改修時又は植栽の剪定、住民による清掃その他の維持管理の際ににおいて可能な措置を講じることを含む趣旨であるので留意すること。

(2) 取組の方法

(1) の取組に当たっては、別紙1「道路、公園、駐車場・駐輪場等の整備・管理に係る防犯上の留意事項」（以下「道路等留意事項」という。）に従って行うこととされたい。

なお、安全・安心まちづくりの推進には、自治体関係部局、施設の管理者、関係業界等の理解を得て、これらと協働して取り組むことが必要であるので、関係機関等と十分に調整し、円滑に実施することができるよう配意すること。

(3) 自治体の「まちづくり計画」等への反映

都道府県及び市町村における都市計画、都市再開発計画、大規模団地造成計画等のまちづくりに関する計画の策定・見直しや道路、公園、駐車場、駐輪場等の新設・改良に際し、自治体関係部局の理解を得て、犯罪防止に配慮した道路、公園、駐車場・駐輪場等の設計や防犯設備の整備等が各種計画に反映されるよう努めること。

2. 共同住宅を対象とした取組

(1) 既存の共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備等

犯罪の発生状況、共同住宅の管理者や住民の要望等を踏まえ、犯罪を防止するための対策を早急に講じる必要のある共同住宅について、自治体関係部局、当該共同住宅の管理者等の理解を得て、当該共同住宅に係る犯罪を誘発するおそれのある構造・設備の改善、防犯設備の整備等が図られるよう努めること。

(2) 新たに建築しようとする共同住宅に関する措置

共同住宅の建築に係る自治体関係部局、建築事業者（団体）等に対し、最近の共同住宅における犯罪の発生状況、犯罪防止のために必要な構造・設備及び防犯設備の整備等の必要性について広報啓発活動を行い、これらの者の理解を得て防犯性に優れた共同住宅が建築されるよう努めること。

(3) 取組の方法

(1) 及び(2) の取組に当たっては、別紙2の「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び国土交通省が策定した「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」に従って行うこととされたい。

なお、共同住宅については特に、管理組合等の施設の管理者等の理解を得て協働して同施設内の防犯の向上に取り組むことが必要であるので、これらと十分に調整し、円滑に実施することができるよう配意すること。

また、取組については、構造・設備の改善、防犯設備の整備等による管理者等の負担に十分配意するとともに、共同住宅の防犯性能に係る認定の仕組みを効果的に活用すること。

第3 資機材の整備等

1. 資機材の整備

防犯灯、防犯カメラ、防犯ベル等安全・安心まちづくりの推進に必要な資機材の整備について、必要な措置を講じるよう努めること。

2. 担当者の配置と自治体関係部局等との連携関係の構築

各都道府県警察の実情に応じて可能な限り、安全・安心まちづくりを推進する担当者を警察本部及び警察署に配置するとともに、定期的な情報交換を行うこと等により自治体関係部局、建築事業者（団体）等関係業界等と実効ある連携関係を構築すること。

別紙1 道路、公園、駐車場・駐輪場等の整備・管理に係る防犯上の留意事項

〈変更がないことから掲載省略〉

別紙2 共同住宅に係る防犯上の留意事項

〈変更がないことから掲載省略〉

4 さいごに

先にも述べましたように、今回の改正は、安全で安心なまちづくりに向けた取組をより効果的に推進するためのものです。時代時代の治安課題に応じた新たな取組と併せて、これまでの安全・安心に向けた各種取組を、警察、自治体、そして防犯関係団体が先導役となって力強く推進することで、日本の治安水準の向上に繋がるものと考えています。

警察としては、今後とも、日本防犯設備協会の皆様とより強固な連携を図り、官民一体となった犯罪抑止対策を推進し、我が国の治安水準の一層の向上に努めてまいります。